

整理番号	教委-規申-1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ） （ 06-6115-7653 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	就学援助受給申請
概 要	就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な大阪市立の小・中・義務教育学校に通学される児童生徒の保護者に対して、援助を行い、児童生徒が等しく義務教育を受けることができるようにする制度です。
根拠法令等 及び条項	大阪市児童生徒就学援助規則第 4 条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱第 2 条の 2 及び第 3 条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495256.html) 児童生徒就学援助規則取扱要領 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495255.html)
審査基準	就学援助は、次のいずれかに該当する保護者とその申請理由を証明する書類で審査を行っており、条件が満たされた場合は、認定を行っています。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。ただし、前条第1号、第2号、第4号及び第5号の就学援助については、同法第13条の規定による教育扶助を受けている者を除く。 (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、次のいずれかに該当する者 ア 前年度又は当該年度のいずれかにおいて次の措置を受けた者 (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市民税の非課税 (ウ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免 (エ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免 (オ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免 (カ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予 (キ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給 (ク) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく生活福祉資金の貸付 イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第44条の規定により日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者 ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員(当該年度の翌年度の4月1日に18歳以下である者を除く。以下「世帯」という。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者 エ アからウまでに掲げる者のほか、治療費、介護費又は保証債務若しくは賠償金等の高額の支払い債務を負っている者、財産を形成しない債務により給料の差押えを受けている者、生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、失業、離婚等の事由により収入が急激に減少した者その他の教育委員会が特別の事由があると認める者 (3) 火災、風水害、震災その他の災害にり災した者
標準処理期間	通知期日は、早期 1 (12月)申請分を 2 月末までに、早期 2 (3月)申請分を 5 月末までに、一般(6月)申請分を 8 月末までとする。なお、随時申請及び審査保留者については、申請書及び規則第 4 条の受給資格を証する書類が到達してから30日以内に、審査結果を通知するものとする。
経由日数	申請区分の早期 1 は約50日、早期 2 は約30日、一般 1 は約90日、一般 2 は約130日、随時申請は約 7 日。
提出先	当該児童・生徒が通学あるいは通学予定の大阪市立小・中学校
提出時期	前年度の 3 月 1 日から 6 月30日（通学予定者は前年度12月1日から）。 ただし、新たな事情が発生した場合は、7 月 1 日以降随時。
提出方法	持参又は送付
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html
備 考	